

【特別交付金】 人件費の算定に関する論点メモ(都)

1 算定対象となる職員の範囲

児童相談所の所長、児童福祉司、児童心理司、一時保護所の児童指導員、保育士のうち、いずれも施設の開設準備に従事している常勤職員とする

2 職員の配置基準

(1) 国の配置基準：児童相談所に適用（児童福祉法施行令に基づくもの）

所長	1人
児童福祉司	管轄区域人口3万人に対し1人※ ※人口は直近の国勢調査結果によるものとする
児童心理司	児童福祉司2人につき1人※ ※1に満たない端数がある場合はこれを1に切り上げる

(2) 都の配置基準：一時保護所に適用

児童指導員	学齢児2人につき1人※
保育士	幼児4人につき3人※ ※1に満たない端数がある場合はこれを1に切り上げる

3 算定対象額

次の(1)(2)いずれかの少ない人数に、財調の統合標準給を乗じた額とする

(1) 児童相談所に係る国の配置基準人数と一時保護所に係る都の配置基準人数との合計人数

(2) 当該区における児童相談所・一時保護所の開設準備に従事している人数

※人数は、毎月1日時点に在籍する常勤職員数の合計を月数で割った数とし、1に満たない端数がある場合はこれを切り捨てる

○ 配置基準に基づく人数の算出

仮定：所長1人、児童福祉司17人(人口50万人)、
児童心理司9人、児童指導員・保育士13人 ⇒ 配置基準 40人 ①

○ 人数比較及び算定対象額の算出 仮定：統合標準給 800万円

[事例1]

従事人数 ① > ② となり、少ない 30人を算定対象人数とする
30人 ② 算定対象額 30人 × 800万円 = 2億4,000万円

[事例2]

従事人数 ① < ③ となり、少ない 40人を算定対象人数とする
60人 ③ 算定対象額 40人 × 800万円 = 3億2,000万円

4 算定額

算定対象額に交付率1/2を乗じた額とする

上記3の場合 [事例1] 2億4,000万円 × 1/2 = 1億2,000万円

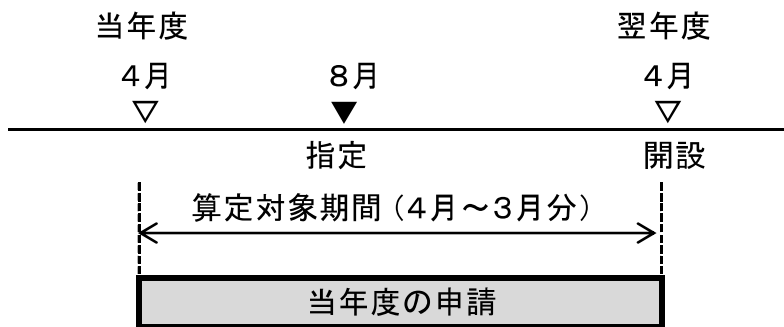
[事例2] 3億2,000万円 × 1/2 = 1億6,000万円

5 算定対象期間

(1) 当年度に政令指定を受け、翌年度に開設する場合

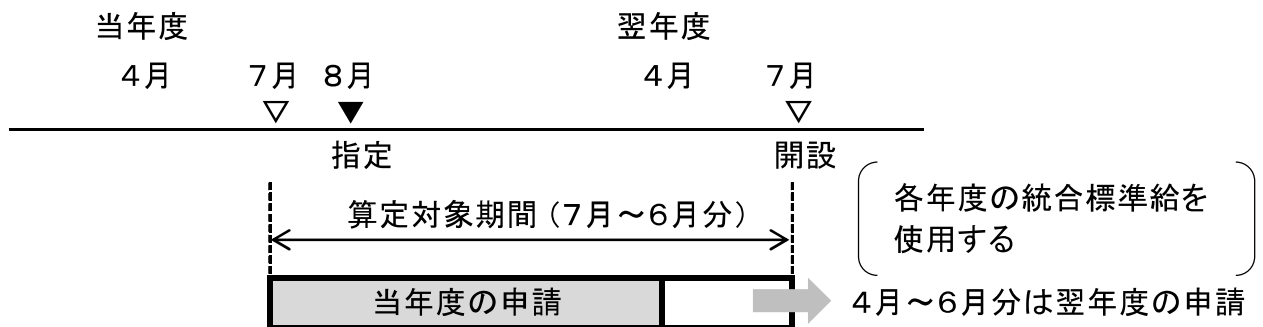
※世田谷区・江戸川区のケース

【凡例】 政令指定→指定



(2) 当年度に政令指定を受け、翌年度に開設する場合

※荒川区のケース



(3) 当年度に政令指定を受けられなかった場合

